

奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第二十四条第一項の規定により口頭により開示請求することができる個人情報並びに当該個人情報の開示請求をすることができる期間及び場所は次のとおりです。

平成二十四年七月二十七日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 吉 岡 章

事務の名称	開示をする情報	期間	場所
奈良県立医科大学入学者選抜（医学部医学学科前期日程試験及び後期日程試験）	第二段階選抜の受験者に限り、総合得点、順位（順位は、不合格者に係るものに限る。）、第一次学力試験の教科別得点、第二次試験の個別学力検査の教科別得点	文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項において定める入学者選抜試験期日終了の日の翌日から起算して二月間	奈良県立医科大学教育支援課
奈良県立医科大学入学者選抜（医学部医学学科推薦選抜試験）	第二段階選抜の受験者に限り、総合得点、順位（順位は、不合格者に係るものに限る。）、第一次学力試験の教科別得点、第二次試験の個別学力検査の教科別得点	文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項において定める入学者選抜試験期日終了の日の翌日から起算して二月間	奈良県立医科大学教育支援課
奈良県立医科大学入学者選抜（医学部医学学科第二次編入学）	総合得点、論文得点、面接（口頭試験）得点及び順位（順位は、不	文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項において	奈良県立医科大学教育支援課

<p>試験)</p>	<p>合格者に係るものに限る。)</p>	<p>定める入学者選抜試験期日終了の日の翌日から起算して二月間</p>	<p>奈良県立医科 大学教育支援 課</p>
<p>奈良県立医科大学入学者選抜(医学部看護学科前期日程試験及び後期日程試験)</p>	<p>第二段階選抜の受験者に限り、総合得点、順位(順位は、不合格者に係るものに限る。)、第一次学力試験の教科別得点、第二次試験の小論文得点及び面接得点</p>	<p>文部科学省が定める入学者選抜実施要項において定める入学者選抜試験期日終了の日の翌日から起算して二月間</p>	<p>奈良県立医科 大学教育支援 課</p>
<p>奈良県立医科大学入学者選抜(医学部看護学科推薦選抜試験)</p>	<p>総合得点、小論文得点、面接得点及び順位(順位は、不合格者に係るものに限る。)</p>	<p>合格発表の日の属する月の翌月の一日から起算して二月間</p>	<p>奈良県立医科 大学教育支援 課</p>
<p>奈良県立医科大学入学者選抜(医学部看護学科第三年次編入)</p>	<p>総合得点、教科別得点、小論文得点(小論文得点は地域枠の受験者に</p>	<p>文部科学省が定める入学者選抜実施要項において</p>	<p>奈良県立医科 大学教育支援 課</p>

<p>学選抜試験)</p>	<p>奈良県立医科大学大学院入学者選抜</p>	<p>公立大学法人奈良県立医科大学職員採用試験(事務職)</p>	<p>公立大学法人奈良県</p>
<p>限る。) 、面接得点及び順位(順位は、不合格者に係るものに限る。)</p>	<p>総合得点、教科別得点及び順位(順位は、不合格者に係るものに限る。)</p>	<p>総合評価、試験結果及び順位(書類選考は総合評価のみ)</p>	<p>試験結果及び順位</p>
<p>定める入学者選抜試験期日終了の日の翌日から起算して二月間</p>	<p>合格発表の日から起算して一月間</p>	<p>合格発表の日(書類選考の合格者にあつては、第一次試験に不合格であった場合、第二次試験に合格であった場合、第二次試験に合格であった場合、第二次試験の合格発表の日、第一次試験に合格であった場合、第二次試験に合格であった場合は第二次試験の合格発表の日、第一次試験及び第二次試験に合格であった場合は第三次試験の合格発表の日) から起算して一月間</p>	<p>合格発表の日(第一次試験)</p>
<p>奈良県立医科大学教育支援課</p>	<p>奈良県立医科大学総務課</p>	<p>奈良県立医科大学総務課</p>	<p>奈良県立医科</p>

<p>立医科大学職員採用 試験（医療職）</p>	<p>公立大学法人奈良県 立医科大学看護師・ 助産師採用試験</p>
	<p>総合得点及び順位</p>
<p>一次試験の合格者 にあつては、第二 次試験に不合格で あつた場合は第二 次試験の合格発表 の日、第二次試験 に合格であつた場 合は第三次試験の 合格発表の日）か ら起算して一月間</p>	<p>合格発表の日から 起算して一月間</p>
<p>大学総務課</p>	<p>奈良県立医科 大学総務課</p>